

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規程に基づき、日本文理大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、本学学則及び本学大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位の種類は次のとおりとする。

(1) 学士の学位

学士（工学）

学士（経営経済学）

学士（保健医療学）

(2) 修士の学位

修士（工学）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

(学位論文)

第4条 修士課程の学位論文は、研究科長に提出するものとする。ただし、必要によっては参考として他の論文を添付することができる。

2 修士課程の学位論文に係る評価に当たっての基準は、大学院委員会が定め、これを公表する。

(審査)

第5条 研究科長は、前条の修士課程の学位論文を受理したときは、大学院委員会にその審査を付託するものとする。

2 大学院委員会は、前項の付託を受けたときは、修士課程の学位論文の審査に関わる教員3名以上（内1名審査委員長）からなる学位論文審査委員会を構成し、修士課程の学位論文の審査及び最終試験に関する事項を委嘱するものとする。

3 修士課程の学位論文の審査に当たっては、前条第2項に定める基準に基づき行うものとする。

(最終試験)

第6条 最終試験は、修士課程の学位論文審査に合格した者について、当該学位論文を中心として、関連ある科目について、口述又は筆記により行うものとする。

(大学院委員会への報告)

第7条 審査委員長は、修士課程の学位論文の審査及び最終試験の結果を、大学院委員会に文書で報告しなければならない。

(認定)

第8条 大学院委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を審議決定する。

2 前項の学位授与の認定は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

(審査結果の報告)

第9条 大学院委員会は、前条の規定により、学位授与の可否を決定したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第10条 学長は、第3条第1項の規定に定めるものについては、第2条第1号に定める学位を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、第3条第2項の規定に定めるものについては、第2条第2号に定める学位を授与する。

3 学長は、学位を授与すべき者に学位記（別紙様式）を交付するものとする。

(学位の名称)

第11条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、「日本文理大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第12条 学長は、本学において学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学部教授会又は大学院委員会の議を経て、当該学位の授与を取り消すことができる。

2 学長は前項の規定に基づき、当該学位を取り消したときは、その旨を公表するとともに、既に交付した学位記を返還させるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月1日)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月23日)

この規程は、平成23年2月23日から施行する。

附 則 (平成26年2月25日)

この規程は、平成26年2月25日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月27日)

1 この規程は、令和4年11月17日から施行する。

2 この規程は、令和4年度卒業生から適用する。

3 令和3年度以前の卒業生は、従前の定めによる。

附 則 (令和5年4月1日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式